

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 5 年 1 2 月

鳥 栖 市

1 2 月 市 議 会 定 例 会 議 案 一 覧 表

議案甲第50号	鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第51号	鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例……………	5
議案甲第52号	鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案甲第53号	鳥栖市職員の育児休業等に関する条例及び鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	9
議案甲第54号	鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………	14
議案甲第55号	鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	16
議案甲第56号	鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例……………	17
議案甲第57号	鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	19
議案甲第58号	鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	30
議案甲第59号	鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例……………	51
議案甲第60号	鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例……………	55
議案甲第61号	鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例……………	60
議案甲第62号	鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例……………	64
議案甲第63号	鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例……………	69
議案甲第64号	鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について……………	72
議案甲第65号	ゼロカーボンシティ宣言について……………	73
議案乙第30号	令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）……………	別冊
議案乙第31号	令和5年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案乙第32号	令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第33号	令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
報告第14号	専決処分事項の報告について……………	74
報告第15号	専決処分事項の報告について……………	76

議案甲第 5 0 号

鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

鳥栖市部設置条例（昭和 6 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（事務分掌） 第 2 条 部の標準的な事務分掌は、次のとおりとする。 政策部 （1） 略 （2） <u>情報化、統計及び広報に関すること。</u> 総務部 （1） <u>議会</u>及び行政一般に関すること。 （2）～（4） 略 健康福祉みらい部 略 スポーツ文化部 略 市民環境部 略 経済部 略	（事務分掌） 第 2 条 部の標準的な事務分掌は、次のとおりとする。 政策部 （1） <u>議会に関すること。</u> （2） 略 （3） <u>駅周辺整備に関すること。</u> （4） <u>統計及び広報に関すること。</u> （5） <u>デジタルトランスフォーメーション及び情報セキュリティに関すること。</u> 総務部 （1） <u>議案</u>及び行政一般に関すること。 （2）～（4） 略 健康福祉みらい部 略 スポーツ文化部 略 市民環境部 略 経済部 略

建設部

(1)・(2) 略

(3) 都市計画、公園緑地及び駅周辺整備に関すること。

(4) 略

建設部

(1)・(2) 略

(3) 都市計画及び公園緑地に関すること。

(4) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

事務分掌の見直しに伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第 5 1 号

鳥栖市監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥栖市監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥栖市監査委員に関する条例（昭和 4 7 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(請求又は要求による監査) 第 6 条 法第 7 5 条第 1 項、法第 9 8 条第 2 項、法第 2 4 2 条第 1 項若しくは法第 2 4 3 条の 2 第 3 項の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項及び法第 2 3 5 条の 2 第 2 項の規定による<u>長</u>の要求があったときは、監査委員は、請求又は要求を受けた日から 1 0 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。	(請求又は要求による監査) 第 6 条 法第 7 5 条第 1 項、法第 9 8 条第 2 項、法第 2 4 2 条第 1 項若しくは法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項及び法第 2 3 5 条の 2 第 2 項の規定による<u>市長</u>の要求があったときは、監査委員は、請求又は要求を受けた日から 1 0 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(鳥栖市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 鳥栖市監査委員に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第 4 条～第 8 条 略 (決算審査) 第 9 条 略 2 略	<u>(代表監査委員)</u> 第 4 条 代表監査委員は、監査委員が協議して定めるものとする。 第 5 条～第 9 条 略 (決算審査) 第 1 0 条 略 2 略 3 <u>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律</u>

第10条～第12条 略	第94号) 第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付せられたときは、75日以内に意見を付して市長に回付しなければならない。 第11条～第13条 略
--------------------	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

代表監査委員を定める方法等を規定したいため、この案を提出する。

議案甲第 5 2 号

鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 4 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																																
（給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>3 7 5, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>4 2 2, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>4 7 2, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>5 3 3, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>6 0 8, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>7 1 0, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>8 3 0, 0 0 0</u></td></tr> </tbody> </table> 2 ～ 5 略 （鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条第 2 項の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 6 5</u>」とする。	号給	給料月額（円）	1	<u>3 7 5, 0 0 0</u>	2	<u>4 2 2, 0 0 0</u>	3	<u>4 7 2, 0 0 0</u>	4	<u>5 3 3, 0 0 0</u>	5	<u>6 0 8, 0 0 0</u>	6	<u>7 1 0, 0 0 0</u>	7	<u>8 3 0, 0 0 0</u>	（給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>3 8 0, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>4 2 7, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>4 7 7, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>5 3 9, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>6 1 5, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>7 1 8, 0 0 0</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>8 3 9, 0 0 0</u></td></tr> </tbody> </table> 2 ～ 5 略 （鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条第 2 項の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>」とする。	号給	給料月額（円）	1	<u>3 8 0, 0 0 0</u>	2	<u>4 2 7, 0 0 0</u>	3	<u>4 7 7, 0 0 0</u>	4	<u>5 3 9, 0 0 0</u>	5	<u>6 1 5, 0 0 0</u>	6	<u>7 1 8, 0 0 0</u>	7	<u>8 3 9, 0 0 0</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>3 7 5, 0 0 0</u>																																
2	<u>4 2 2, 0 0 0</u>																																
3	<u>4 7 2, 0 0 0</u>																																
4	<u>5 3 3, 0 0 0</u>																																
5	<u>6 0 8, 0 0 0</u>																																
6	<u>7 1 0, 0 0 0</u>																																
7	<u>8 3 0, 0 0 0</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>3 8 0, 0 0 0</u>																																
2	<u>4 2 7, 0 0 0</u>																																
3	<u>4 7 7, 0 0 0</u>																																
4	<u>5 3 9, 0 0 0</u>																																
5	<u>6 1 5, 0 0 0</u>																																
6	<u>7 1 8, 0 0 0</u>																																
7	<u>8 3 9, 0 0 0</u>																																

第 2 条 鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	(鳥栖市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（鳥栖市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、特定任期付職員の給与を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 5 3 号

鳥栖市職員の育児休業等に関する条例及び鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥栖市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 略 2 給与条例第 2 0 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第 8 条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 1 0 0 分の 1 0 0 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い) 第 1 5 条の 2 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 略 2 給与条例第 2 0 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第 8 条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 1 0 0 分の 1 0 0 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い) 第 1 5 条の 2 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時

間勤務職員」という。) についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第 1 3 条第 5 項	第 2 項	鳥栖市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 5 号） <u>第 1 4 条の 2</u>
第 1 3 条第 6 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が鳥栖市職員の育児休業等に関する条例第 <u>1 4 条の 2</u> の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 1 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 5 0（その時間が午後 1 0 時から翌日の午前 5

間勤務職員」という。) についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第 1 3 条第 5 項	第 2 項	鳥栖市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 5 号） <u>第 1 5 条の 2</u>
第 1 3 条第 6 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が鳥栖市職員の育児休業等に関する条例第 <u>1 5 条の 2</u> の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 1 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 5 0（その時間が午後 1 0 時から翌日の午前 5

		時までの間である場合は、１００分の１７５）から１００分の１００（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）を減じた割合を乗じて得た額とする			時までの間である場合は、１００分の１７５）から１００分の１００（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）を減じた割合を乗じて得た額とする
略			略		

（鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条 鳥栖市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（会計年度任用職員の給与） 第２条 この条例において「給与」とは、法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第１号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬<u>及び</u>期末手当をいう。 ２・３ 略	（会計年度任用職員の給与） 第２条 この条例において「給与」とは、法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第１号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 ２・３ 略 <u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u>

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条 略

2・3 略

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第9項第3号において同じ。))において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

第13条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条 略

2・3 略

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第9項第3号において同じ。))において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

2・3 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

会計年度任用職員の勤勉手当について規定したいため、この案を提出する。

議案甲第54号

鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後		
第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table>	略	第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			
2 略	2 略		

第2条 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	第8条 前条の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した現在）に議員が受けるべき議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
略	略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、鳥栖市議会議員の期末手当を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 5 5 号

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
別表			別表		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
		略			略
略			略		
<u>識見を有する者のうちから選任された監査委員</u>	略	略	<u>代表監査委員</u>	略	略
<u>議員のうちから選任された監査委員</u>	月額 77,000円	略	<u>代表監査委員以外の監査委員</u>	月額 100,000円	略
略			略		

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

監査委員の報酬を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 5 6 号

鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を改正する条例

第 1 条 鳥栖市特別職職員の諸給与条例（昭和 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第 4 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 6 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	第 4 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

第 2 条 鳥栖市特別職職員の諸給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第 4 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 7 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	第 4 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 7 0</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥栖市特別職職員の諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鳥栖市特別職職員の諸給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

人事院勧告等に準じ、鳥栖市特別職職員の期末手当を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 5 7 号

鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鳥栖市職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（宿日直手当） 第 1 6 条 宿直、日直及び半日直勤務を命ぜられた職員には、次の手当を支給する。ただし、常直的な宿日直勤務に<u>あつては</u>、その額は月額 1 3, 0 0 0 円を超えない範囲内において支給することができる。 (1)～(4) 略 2 前項の勤務は、第 1 3 条<u>及び第 1 4 条</u>の勤務には含まれないものとする。 （管理職員特別勤務手当） 第 1 6 条の 2 第 7 条第 1 項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前零時から<u>午後</u> 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に規則で定める勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2・3 略 （期末手当） 第 1 9 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 0</u>を乗じ	（宿日直手当） 第 1 6 条 宿直、日直及び半日直勤務を命ぜられた職員には、次の手当を支給する。ただし、常直的な宿日直勤務に<u>あつては</u>、その額は月額 1 3, 0 0 0 円を超えない範囲内において支給することができる。 (1)～(4) 略 2 前項の勤務は、第 1 3 条<u>から第 1 5 条まで</u>の勤務には含まれないものとする。 （管理職員特別勤務手当） 第 1 6 条の 2 第 7 条第 1 項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前零時から<u>午前</u> 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に規則で定める勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2・3 略 （期末手当） 第 1 9 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>を乗じ

て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(災害派遣手当等)

第20条の2 略

て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

(災害派遣手当等)

第20条の2 略

2 略 3 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>に規定する職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り、当該職員に対して支給する。 4 <u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額は、本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて、別表第3に定める額とする。 5 略 6 前各項に定めるもののほか、<u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （休職者の給与） 第21条 略 2～6 略 7 第2項、第3項又は第5項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該<u>各号</u>の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りではない。 8 略	2 略 3 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>に規定する職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り、当該職員に対して支給する。 4 <u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額は、本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて、別表第3に定める額とする。 5 略 6 前各項に定めるもののほか、<u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （休職者の給与） 第21条 略 2～6 略 7 第2項、第3項又は第5項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該<u>各項</u>の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りではない。 8 略
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第 1

給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	209,300	241,800	272,600	296,900	326,300	369,900
	2	163,300	210,900	243,200	274,200	298,900	328,500	372,600
	3	164,500	212,400	244,600	275,700	301,100	330,800	375,000
	4	165,600	213,900	246,000	277,300	303,100	332,900	377,500
	5	166,700	215,400	247,200	278,800	305,000	334,900	379,500
	6	167,900	217,100	248,900	280,400	307,300	336,900	382,000
	7	169,000	218,800	250,300	282,200	309,600	338,900	384,400
	8	170,100	220,400	251,700	284,000	311,600	340,900	386,900
	9	171,100	222,000	252,700	285,800	313,300	342,900	389,100
	1 0	172,500	223,600	254,100	287,800	315,600	344,900	391,800
	1 1	173,900	225,100	255,500	289,800	317,800	347,100	394,400
	1 2	175,200	226,500	256,800	291,800	319,900	349,100	397,100
	1 3	176,400	227,600	258,000	293,700	322,000	351,100	399,300
	1 4	177,900	229,000	259,300	295,700	324,000	353,200	401,700
	1 5	179,500	230,400	260,400	297,700	326,000	355,100	403,900
	1 6	181,100	231,800	261,500	299,700	327,900	357,000	406,200
	1 7	182,200	233,200	262,800	301,300	329,900	358,900	408,100
	1 8	183,600	234,800	264,400	303,300	332,000	360,900	410,000
	1 9	185,100	236,300	265,700	305,300	334,000	362,700	411,900
	2 0	186,500	237,700	267,100	307,200	336,000	364,600	413,800
	2 1	187,800	238,900	268,300	309,100	337,900	366,500	415,600

2 2	190, 200	240, 400	269, 800	311, 000	340, 000	368, 400	417, 400
2 3	192, 400	241, 800	271, 400	312, 900	342, 000	370, 300	419, 200
2 4	194, 700	243, 200	273, 000	314, 800	343, 900	372, 300	421, 100
2 5	196, 900	244, 200	274, 600	316, 600	345, 400	374, 100	422, 600
2 6	198, 600	245, 600	276, 500	318, 700	347, 400	376, 000	424, 100
2 7	200, 300	247, 000	278, 200	320, 700	349, 300	378, 000	425, 700
2 8	201, 900	248, 100	280, 000	322, 700	351, 200	379, 900	427, 200
2 9	203, 300	249, 200	281, 700	324, 700	352, 800	381, 400	428, 800
3 0	204, 900	250, 100	283, 400	326, 700	354, 700	383, 300	430, 100
3 1	206, 400	251, 000	285, 100	328, 700	356, 500	385, 100	431, 400
3 2	207, 900	251, 900	286, 800	330, 800	358, 400	386, 600	432, 700
3 3	209, 300	252, 800	288, 400	332, 100	360, 100	388, 300	433, 900
3 4	210, 600	253, 700	290, 200	334, 100	361, 900	389, 800	435, 200
3 5	211, 800	254, 600	292, 000	336, 100	363, 700	391, 200	436, 500
3 6	213, 000	255, 400	293, 700	338, 100	365, 400	392, 600	437, 800
3 7	214, 200	256, 200	295, 200	339, 900	366, 800	393, 900	439, 000
3 8	215, 400	257, 500	296, 900	341, 900	368, 200	395, 200	439, 800
3 9	216, 500	258, 700	298, 500	343, 900	369, 500	396, 400	440, 600
4 0	217, 600	259, 800	300, 100	345, 800	370, 800	397, 500	441, 400
4 1	218, 700	260, 900	301, 800	347, 500	372, 000	398, 600	442, 000
4 2	219, 700	262, 200	303, 400	349, 400	372, 900	399, 800	442, 700
4 3	220, 700	263, 500	305, 100	351, 300	374, 000	401, 100	443, 400
4 4	221, 700	264, 700	306, 600	353, 100	375, 100	402, 200	444, 200
4 5	222, 700	265, 900	308, 400	354, 600	375, 800	402, 900	445, 000
4 6	223, 600	267, 200	310, 000	356, 000	376, 700	403, 600	445, 800
4 7	224, 500	268, 500	311, 600	357, 500	377, 600	404, 300	446, 200
4 8	225, 300	269, 700	313, 200	359, 000	378, 600	405, 000	446, 900

4 9	226, 100	270, 800	314, 200	360, 500	379, 500	405, 600	447, 400
5 0	227, 000	271, 900	315, 700	361, 300	380, 300	406, 200	447, 800
5 1	227, 900	273, 000	317, 200	362, 400	381, 100	406, 800	448, 200
5 2	228, 800	274, 100	318, 900	363, 400	381, 900	407, 200	448, 600
5 3	229, 500	275, 200	320, 400	364, 300	382, 600	407, 600	449, 000
5 4	230, 400	276, 300	322, 000	365, 400	383, 300	407, 900	449, 400
5 5	231, 200	277, 400	323, 600	366, 300	384, 000	408, 200	449, 800
5 6	231, 900	278, 500	325, 100	367, 500	384, 800	408, 500	450, 200
5 7	232, 300	279, 500	326, 400	368, 400	385, 300	408, 800	450, 500
5 8	233, 100	280, 500	327, 600	369, 100	385, 800	409, 100	450, 900
5 9	233, 800	281, 500	328, 800	369, 800	386, 400	409, 400	451, 200
6 0	234, 400	282, 500	329, 900	370, 500	387, 100	409, 700	451, 500
6 1	234, 900	283, 500	330, 600	370, 900	387, 500	410, 000	451, 800
6 2	235, 600	284, 600	331, 500	371, 500	388, 200	410, 300	
6 3	236, 100	285, 500	332, 300	372, 200	388, 800	410, 600	
6 4	236, 600	286, 400	333, 100	373, 000	389, 400	410, 900	
6 5	237, 100	287, 000	334, 000	373, 300	389, 900	411, 200	
6 6	237, 700	287, 700	334, 400	374, 000	390, 500	411, 500	
6 7	238, 300	288, 400	335, 000	374, 700	391, 100	411, 800	
6 8	238, 900	289, 300	335, 800	375, 400	391, 700	412, 100	
6 9	239, 300	290, 300	336, 600	375, 700	392, 100	412, 300	
7 0	239, 800	291, 100	337, 300	376, 300	392, 600	412, 600	
7 1	240, 300	291, 900	338, 000	377, 000	393, 100	413, 000	
7 2	240, 800	292, 700	338, 700	377, 600	393, 700	413, 300	
7 3	241, 200	293, 300	339, 200	377, 900	394, 000	413, 500	
7 4	241, 800	293, 800	339, 900	378, 600	394, 400	413, 800	
7 5	242, 400	294, 200	340, 400	379, 300	394, 800	414, 100	

7 6	243, 000	294, 600	341, 000	379, 900	395, 300	414, 300
7 7	243, 600	294, 800	341, 300	380, 300	395, 600	414, 500
7 8	244, 300	295, 200	341, 800	380, 800	395, 900	
7 9	245, 000	295, 400	342, 200	381, 400	396, 200	
8 0	245, 600	295, 700	342, 700	381, 900	396, 500	
8 1	246, 100	295, 900	343, 100	382, 400	396, 700	
8 2	246, 700	296, 100	343, 600	383, 000	397, 000	
8 3	247, 300	296, 500	344, 100	383, 500	397, 300	
8 4	247, 900	296, 800	344, 600	383, 800	397, 500	
8 5	248, 500	297, 100	344, 900	384, 300	397, 700	
8 6	249, 000	297, 400	345, 400	384, 800	398, 000	
8 7	249, 500	297, 700	345, 900	385, 200	398, 300	
8 8	250, 100	298, 100	346, 300	385, 500	398, 500	
8 9	250, 600	298, 400	346, 600	385, 900	398, 700	
9 0	251, 200	298, 800	347, 000	386, 400	399, 000	
9 1	251, 700	299, 100	347, 500	386, 800	399, 300	
9 2	252, 100	299, 500	347, 900	387, 200	399, 500	
9 3	252, 400	299, 700	348, 100	387, 500	399, 700	
9 4		299, 900	348, 500	388, 000		
9 5		300, 300	349, 000	388, 400		
9 6		300, 700	349, 400	388, 800		
9 7		300, 900	349, 600	389, 100		
9 8		301, 200	350, 000	389, 700		
9 9		301, 600	350, 400	390, 100		
1 0 0		302, 000	350, 800	390, 500		
1 0 1		302, 200	351, 100	390, 800		
1 0 2		302, 500	351, 500			

	1 0 3		302, 900	351, 900				
	1 0 4		303, 200	352, 300				
	1 0 5		303, 400	352, 800				
	1 0 6		303, 700	353, 200				
	1 0 7		304, 100	353, 600				
	1 0 8		304, 400	354, 000				
	1 0 9		304, 600	354, 500				
	1 1 0		305, 000	354, 900				
	1 1 1		305, 400	355, 200				
	1 1 2		305, 700	355, 500				
	1 1 3		305, 900	356, 000				
	1 1 4		306, 200					
	1 1 5		306, 500					
	1 1 6		306, 900					
	1 1 7		307, 100					
	1 1 8		307, 300					
	1 1 9		307, 600					
	1 2 0		307, 900					
	1 2 1		308, 300					
	1 2 2		308, 500					
	1 2 3		308, 800					
	1 2 4		309, 100					
	1 2 5		309, 400					
定年前 再任用 短時間 勤務職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188, 700	216, 200	259, 600	279, 300	294, 700	319, 900	362, 300

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

別表第 2		別表第 2	
等級別基準職務表		等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略		略	
5 級	<u>(1) 課長補佐の職務</u> <u>(2) 主幹の職務</u>	5 級	<u>課長補佐の職務</u>
略		略	

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
-----	-----

(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条 略
--	---

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（鳥栖市職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

人事院勧告等に準じ、職員の給与を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 58 号

鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
目次 第 4 章 雑則（第 53 条） （内容及び手続の説明及び同意） 第 5 条 略 <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付するものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられ</u>	目次 第 4 章 雑則（第 53 条・<u>第 54 条</u>） （内容及び手続の説明及び同意） 第 5 条 略

たファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その提供に用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定子ども園（認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) 略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定子ども園（認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) 略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含

むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子ど

むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条

ものの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 略

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（特定教育・保育施設との連携）

第42条 略

2～3 略

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 略

（特定教育・保育施設との連携）

第42条 略

2～3 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) 略

6～9 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第4章 雑則

に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるような措置を講じているとき

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) 略

6～9 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等

人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続

する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該

(委任)

教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６ 第２項から第５項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第53条 略

第54条 略

(鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
目次 第6章 雑則(第50条) (家庭的保育事業者等の一般原則) 第6条 略 2～5 略 6 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに<u>第17条第1項</u>において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 7 略 <u>(連携施設の確保)</u> 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで<u>並びに附則第3条</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供	目次 第6章 雑則(第50条・<u>第51条</u>) (家庭的保育事業者等の一般原則) 第6条 略 2～5 略 6 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに<u>第17条</u>において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 7 略 <u>(保育所等との連携)</u> 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、

されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項

第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると本市が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなけ

(食事の提供の特例)

第 17 条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

ればならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第 17 条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として本市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 23 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育

(苦情への対応)

第22条 略

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(設備の基準)

第29条 略

(1)～(6) 略

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

事業を行う場合に限る。）

(苦情への対応)

第22条 略

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(設備の基準)

第29条 略

(1)～(6) 略

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

略		
4 階 以上 の階	略	
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。） 2・3 略

ウ～ク 略

（職員）

第 3 0 条 略

2 保育士のは数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 2 0 人につき 1 人

(4) 略

略		
4 階 以上 の階	略	
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2・3 略

ウ～ク 略

（職員）

第 3 0 条 略

2 保育士のは数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 2 0 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。

(職員)

第32条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第32条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場

合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する可能性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業所を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市長が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなければならない。

略

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第44条 保育所型事業所内保育事業(事業所内保育事業のうち利用定員が20人以上のものをいう。第46条及び第47条において同じ。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項

合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する可能性が高いと本市が認める乳幼児に対する保育

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業所を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなければならない。

略

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につ

第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 小規模型事業所内保育事業（事業所内保育事業のうち利用定員が19人以下のものをいう。次条において同じ。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以

き1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 略

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の連携をしないことができる。

(職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以

上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師 又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。

第6章 雑則

(委任)

第50条 略

附 則

(食事の提供に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後

上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第51条 略

附 則

(食事の提供に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者 (次項におい

に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理員に係る部分に限る。）及び第4号（調理員に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

て「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理員に係る部分に限る。）及び第4号（調理員に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 59 号

鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

(鳥栖市空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥栖市空家等の適正管理に関する条例（平成 24 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>管理不全な状態</u> 空家等が次のいずれかの状態にあることをいう。 ア <u>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態</u> イ <u>そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態</u> ウ <u>適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</u> エ <u>その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</u> (3) 特定空家等 <u>管理不全な状態にあると市長が認める空家等</u>をいう。 (4) 所有者等 <u>法第 3 条</u>に規定する所有者等をいう。 (5) 略	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定空家等 <u>法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等</u>をいう。 (3) <u>管理不全空家等</u> <u>法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等</u>をいう。 (4) 所有者等 <u>法第 5 条</u>に規定する所有者等をいう。 (5) 略

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空家等の所有者等と当該空家等が管理不全な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、当該空家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、空家等が管理不全な状態であると認めるときは、市長に対し、当該管理不全な状態に関する情報を提供するものとする。

(公表)

第6条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該特定空家等の所有者等が命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) 略

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、適正な管理が行われていない空家等の所有者等と当該空家等が適正な管理が行われていないことにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、当該空家等の適正な管理が行われるように自らの責任において適正に管理するとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、市長に対し、当該情報を提供するものとする。

(管理不全空家等に対する措置)

第6条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定に基づき、指導又は勧告をすることができる。

(特定空家等に対する措置)

第7条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条の規定に基づき、助言又は指導、勧告、命令その他の措置を講ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該特定空家等の所有者等が命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(4) 略

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等に起因する倒壊、崩壊、崩落、飛散その

第7条・第8条 略	<u>他著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する侵害（以下「危害等」という。）を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に当該危害等を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないと認める場合に限り、当該危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。</u> <u>2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。</u> <u>3 市長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を覚知することができないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び規則で定める事項を公告するものとする。</u> <u>4 緊急安全措置を講ずる職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u> <u>5 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じた場合において、それに要した費用を当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等に負担させることが適当であると認めるときは、当該費用を所有者等に負担させることができる。</u> 第10条・第11条 略
------------------	---

（鳥栖市空家等対策協議会条例の一部改正）

第2条 鳥栖市空家等対策協議会条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（設置）	（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、鳥栖市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 （2）略 （組織） 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、市長を除く委員は、<u>法第7条第2項</u>に規定する者のうちから市長が委嘱する。	第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、鳥栖市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 （2）略 （組織） 第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、市長を除く委員は、<u>法第8条第2項</u>に規定する者のうちから市長が委嘱する。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第 6 0 号

鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例

鳥栖市民文化会館条例の一部を改正する条例（昭和 5 6 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

1 大ホール使用料

（単位 円）

区分		平日						
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0時まで	午前 9 時から 午後 1 0時まで	延長又は繰り上 げ1時間当たり
入場料等を徴収しない 場合		12, 100	17, 600	24, 200	29, 700	41, 800	53, 900	6, 040
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	500 円 以下 の 場 合	18, 150	26, 400	36, 300	44, 550	62, 700	80, 850	9, 060
	500 円超 1, 000 円 以下 の 場 合	24, 200	36, 300	48, 400	60, 500	84, 700	108, 900	12, 100
	1, 000 円超 3, 000 円 以下 の 場 合	30, 250	44, 000	60, 500	74, 250	104, 500	134, 750	15, 100
	3, 000 円 を 超 え る 場 合 又 は 営 利、 営 業、宣 伝 等 を 目 的 と す る 場 合	36, 300	53, 900	72, 600	90, 200	126, 500	162, 800	18, 140
区分		土・日・休日						
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0時まで	午前 9 時から 午後 1 0時まで	延長又は繰り上 げ1時間当たり

入場料等を徴収しない場合		16,500	24,200	31,900	40,700	56,100	72,600	8,240
入場料等を徴収する場合	500円以下の場合	24,750	36,300	47,850	61,050	84,150	108,900	12,360
	500円超 1,000円以下の場合	33,000	48,400	64,900	81,400	113,300	146,300	16,500
	1,000円超 3,000円以下の場合	41,250	60,500	79,750	101,750	140,250	181,500	20,600
	3,000円を超える場合又は営利、営業、宣伝等を目的とする場合	48,400	73,700	97,900	122,100	171,600	220,000	24,200

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 4 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画、公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。
- 5 時間区分を延長し、又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 6 練習、準備等のため、大ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の大ホール使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 小ホール使用料

（単位 円）

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り上げ1時間当たり
入場料等を徴収しない	6,600	9,900	13,200	16,500	23,100	29,700	3,300

い場合								
入場料等を徴収する場合	500円以下の場合	9,900	14,850	19,800	24,750	34,650	44,550	4,950
	500円超1,000円以下の場合	13,200	19,800	26,400	33,000	46,200	59,400	6,600
	1,000円超3,000円以下の場合	16,500	24,750	33,000	41,250	57,750	74,250	8,250
	3,000円を超える場合又は営利、営業、宣伝等を目的とする場合	19,800	29,700	39,600	49,500	69,300	89,100	9,900

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金、賛助料等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 3 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画、公開録音等は、営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。
- 4 時間区分を延長し、又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 5 練習、準備等のため、小ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の小ホール使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 大ホール諸室使用料

(単位 円)

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長又は繰り上げ1時間当たり
練習室(1)	430	540	650	970	1,200	1,640	210
練習室(2)	430	540	650	970	1,200	1,640	210

練習室(3)	870	1, 200	1, 530	2, 070	2, 740	3, 610	430
リハーサル室	1, 100	1, 640	2, 200	2, 740	3, 840	4, 940	540
楽屋(1)	540	650	760	1, 200	1, 410	1, 970	260
楽屋(2)	430	540	650	970	1, 200	1, 640	210
楽屋(3)	430	540	650	970	1, 200	1, 640	210
楽屋(4)	760	870	970	1, 640	1, 860	2, 630	370
浴室（1室当たり）	870	870	870	870	870	870	430
楽屋事務室	430	540	650	970	1, 200	1, 640	210

備考

- 1 時間区分を延長し、又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 物品の展示、販売等営利を目的として、大ホール諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。

4 小ホール諸室使用料

(単位 円)

区分	使用料（1時間当たり）
和室研修室	500
研修室(1)	330
研修室(2)	330
会議室(1)	330
会議室(2)	330
調理実習室	520
美術工芸室	330

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 調理実習室の使用料には、ガス代を含むものとする。
- 3 使用者が特別な設備を施して、電気、ガス若しくは水道を使用する場合又は特に電気、ガス若しくは水道を多量に使用すると認めた場合は、この表の使用料のほか実費相当額を徴収する。
- 4 物品の展示、販売等営利を目的として、小ホール諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以降に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、既に納付された使用料の還付については、別に定める。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

市民文化会館の使用料を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 6 1 号

鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例

鳥栖市定住・交流センター条例の一部を改正する条例（昭和 5 6 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

1 ホール使用料

(単位 円)

区分		平日					
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0 時まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
入場料等を徴収しない場合		8, 210	13, 120	16, 970	21, 340	30, 090	38, 310
入場料等を 徴収する場 合	500 円以下の場合	12, 320	19, 690	25, 460	32, 010	45, 140	57, 470
	500 円超 1, 000 円以下の 場合	16, 420	26, 250	33, 940	42, 680	60, 190	76, 620
	1, 000 円超 3, 000 円以下 の場合	20, 530	32, 820	42, 430	53, 350	75, 240	95, 780
	3, 000 円を超える場合又は 営利、営業、宣伝等を 目的とする場合	24, 640	39, 380	50, 910	64, 020	90, 290	114, 930
区分		土・日・休日					
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0 時まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
入場料等を徴収しない場合		9, 810	15, 910	20, 810	25, 730	36, 730	46, 540
入場料等を 徴収する場	500 円以下の場合	14, 720	23, 870	31, 220	38, 590	55, 090	69, 820
	500 円超 1, 000 円以下の	19, 630	31, 820	41, 630	51, 450	73, 450	93, 090

合	場合						
	1,000円超3,000円以下 の場合	24,540	39,780	52,040	64,320	91,820	116,360
	3,000円を超える場合又は 営利、営業、宣伝等を 目的とする場合	29,440	47,740	62,440	77,180	110,180	139,630

2 諸室使用料

(単位 円)

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
特別会議室	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580
大会議室1	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580
大会議室2	3,190	4,260	5,120	7,450	9,380	12,580
会議室301	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110
会議室401	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110
会議室501	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110
和室1	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930
和室2	1,270	1,700	2,120	2,980	3,830	5,110
楽屋1	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760
楽屋2	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760
楽屋3	410	630	840	1,050	1,480	1,900
控室	630	840	1,270	1,480	2,120	2,760
調理室	1,590	2,120	2,550	3,710	4,680	6,270
スタジオ	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930
ミキシングルーム	950	1,270	1,700	2,230	2,980	3,930

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合の使用料の区分は、1人当たりの入場料等の最高額による。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費、寄附金等名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 4 練習又は準備のためホールのステージのみを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合のホールの使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 使用時間の超過許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず次のとおりとする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨て、当該使用時間に1時間に満たない端数があるときは1時間として計算する。

時間の区分	超過使用料の額
午前9時以前又は正午から午後1時まで	使用料の表の午前9時から正午までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額
午後5時から午後6時まで	使用料の表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額
午後10時以後	使用料の表の午後6時から午後10時までの欄に定める使用料の額に100分の30を乗じた額

- 6 テレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画、公開録音等を目的とし、ホールを使用する場合の使用料は、3,000円を超える場合又は営利、営業、宣伝等を目的とする場合を適用する。
- 7 物品の展示、販売その他の営利、営業、宣伝等を目的とする場合及びテレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画、公開録音等を目的とする場合において、諸室を使用する場合の使用料は、当該使用時間に係る使用料の額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 8 調理室の使用料には、ガス代を含むものとする。
- 9 使用者が特別な設備を施して、電気、ガス若しくは水道を使用する場合又は特に電気、ガス若しくは水道を多量に使用すると認められた場合は、この表の使用料のほか実費相当額を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以降に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、既に納付された使用料の還付については、別に定める。

上記の議案を提出する。

令和５年１２月１日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

定住・交流センターの使用料を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 6 2 号

鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

鳥栖市体育施設条例（昭和 5 3 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
別表 2	別表 2
1 市民体育館使用料	1 市民体育館使用料
略	略
備考	備考
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 「その他の催し物に使用」の入場料を徴収する場合は、 <u>最高入場料</u> その他これに類する料金に 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。	(5) 「その他の催し物に使用」の入場料を徴収する場合は、 <u>最も発券枚数の多い席種（以下「最多発券席種」という。）の入場料</u> その他これに類する料金に 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。 <u>なお、最多発券席種の入場料が、最も価格の高い席種の入場料（以下「最高価格入場料」という。）の 3 分の 1 を下回る場合、最高価格入場料の額を最多発券席種の入場料とみなし、最多発券席種の入場料に金額の別がある場合、最も高い価格を最多発券席種とする。</u>
2 諸室使用料	2 諸室使用料
略	略
備考	備考
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 「その他の催し物に使用」の入場料を徴収する場合は、 <u>最高入場料</u> その他これに類する料金に 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。	(4) 「その他の催し物に使用」の入場料を徴収する場合は、 <u>最多発券席種の入場料</u> その他これに類する料金に 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。 <u>なお、最多発券席種が、最高価</u>

(5) 略

3 略

別表 3

1 市民球場使用料

区分		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	1 時間 当たり
略							
入場 料を 徴収 する 場合	小・ 中・ 高生	最高入 場料の 25人分	最高入 場料の 25人分	最高入 場料の 50人分	最高入 場料の 25人分	最高入 場料の 75人分	—
	一般	最高入 場料の 50人分	最高入 場料の 50人分	最高入 場料の 100人分	最高入 場料の 50人分	最高入 場料の 150人分	—
略							

備考

(1)・(2) 略

格入場料の 3 分の 1 を下回る場合、最高価格入場料の額を
最多発券席種の入場料とみなし、最多発券席種に金額の別
がある場合、最も高い価格を最多発券席種の入場料とす
る。

(5) 略

3 略

別表 3

1 市民球場使用料

区分		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	1 時間 当たり
略							
入場 料を 徴収 する 場合	小・ 中・ 高生	最多発 券席種 の入場 料の 25 人分	最多発 券席種 の入場 料の 25 人分	最多発 券席種 の入場 料の 50 人分	最多発 券席種 の入場 料の 25 人分	最多発 券席種 の入場 料の 75 人分	—
	一般	最多発 券席種 の入場 料の 50 人分	最多発 券席種 の入場 料の 50 人分	最多発 券席種 の入場 料の 100 人分	最多発 券席種 の入場 料の 50 人分	最多発 券席種 の入場 料の 150 人分	—
略							

備考

(1)・(2) 略

(3) 最多発券席種が、最高価格入場料の 3 分の 1 を下回る場

2 略

別表 4

夜間照明使用料

施設名	区分	1 時間当たり
元町運動広場	一般	950円
市民球場	小・中・高生	2,450円
	一般	4,790円
	市外	9,600円
略		

備考 略

別表 6

市民庭球場使用料

区分	庭球場使用料				夜間照明使用料			
	全面 (1 時 間当た り)	4 面 (1 時 間当た り)	1 面 (1 時 間当た り)	練習コ ート (1 時 間当た り)	全面 (1 時 間当た り)	4 面 (1 時 間当た り)	1 面 (1 時 間当た り)	練習コ ート (1 時 間当た り)
小・中・	1,750円	870円	150円	50円	840円	410円	100円	100円

合、最高価格入場料の額を最多発券席種の入場料とみなし、最多発券席種に金額の別がある場合、最も高い価格を最多発券席種の入場料とする。

2 略

3 夜間照明使用料（1 時間当たり）

区分	750ルクス	500ルクス	300ルクス
小・中・高生	1,200円	800円	480円
一般	2,400円	1,600円	960円
市外	4,800円	3,200円	1,920円

別表 4

夜間照明使用料

施設名	区分	1 時間当たり
元町運動広場	一般	950円
略		

備考 略

別表 6

市民庭球場使用料

区分	庭球場使用料		夜間照明使用料	
	1 面 (1 時間当 たり)	練習コート (1 時間当 たり)	1 面 (1 時間当 たり)	練習コート (1 時間当 たり)
小・中・	150円	50円	100円	50円

高生							
一般	3,510円	1,750円	310円		2,120円	1,050円	260円
市外	7,030円	3,510円	650円		5,650円	2,820円	630円

備考 略

別表 7

市民公園庭球場使用料

区分	庭球場使用料		夜間照明使用料	
	全面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)	全面 (1時間当 たり)	1面 (1時間当 たり)
小・中・高生	540円	150円	310円	100円
一般	1,100円	310円	790円	260円
市外	2,200円	650円	2,120円	630円

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第3（夜間照明使用料に係る部分に限る。）、別表第4及び別表第6（庭球場使用料及び夜間照明使用料のうち練習コートに係る部分に限る。）の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2、別表第3（夜間照明使用料に係る部分を除く。）、別表第6（庭球場使用料及び夜間照明使用料のうち練習コートに係る部分を除く。）及び別表第7の規定は、施行日以降に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、既に納付された使用料の還付については、別に定める。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

高生				
一般	310円	100円	260円	100円
市外	650円	200円	630円	200円

備考 略

別表 7

市民公園庭球場使用料

区分	庭球場使用料	夜間照明使用料
	1面 (1時間当たり)	1面 (1時間当たり)
小・中・高生	150円	100円
一般	310円	260円
市外	650円	630円

備考 略

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

体育施設の使用料を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 6 3 号

鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

鳥栖スタジアム条例（平成 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
別表第 1			別表第 1		
1 鳥栖スタジアムグラウンド使用料			1 鳥栖スタジアムグラウンド使用料		
(単位 円)			(単位 円)		
区分	略		区分	略	
入場料等を徴収する場合	略		入場料等を徴収する場合	略	
	アマチュアスポーツに使用	入場料等の最高額の 5 0 人分に相当する額又は 6 4, 0 7 0 円のいずれか多い額		アマチュアスポーツに使用	入場料等を徴収する席種のうち、最も発券枚数の多い席種（以下「最多発券席種」という。）の入場料等に 5 0 を乗じて得た額又は 6 4, 0 7 0 円のいずれか多い額
	アマチュア以外のスポーツに使用	入場料等の最高額の 1 5 0 人分に相当する額		アマチュア以外のスポーツに使用	最多発券席種の入場料等に 1 5 0 を乗じて得た額
	アマチュアスポーツで市外者使用	入場料等の最高額の 1 0 0 人分に相当する額又は 1 2 8, 1 5 0 円のいずれか多い額		アマチュアスポーツで市外者使用	最多発券席種の入場料等に 1 0 0 を乗じて得た額又は 1 2 8, 1 5 0 円のいずれか多い額
備考			備考		
1 ～ 3 略			1 ～ 3 略		
			4 入場料等を徴収し、アマチュアスポーツ以外のスポーツ		

別表第2

1 諸室使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料
略		
貴賓室	1時間当たり	8, 210
略		

備考 略

2 電光掲示盤使用料

略

別表第3

特別使用使用料

(単位 円)

略

備考

1・2 略

3 面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。

に使用する場合において、最多発券席種の入場料等が、最も価格の高い席種の入場料等（以下「最高価格入場料等」という。）の3分の1を下回るときは、最高価格入場料等の額を最多発券席種の入場料等とみなす。

5 最多発券席種の入場料等に金額の別がある場合、最も高い価格を最多発券席種の入場料等とする。

別表第2

1 諸室使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料
略		
貴賓室	1時間当たり	8, 210
予備室	1時間当たり	2, 460
略		

備考 略

2 電光掲示盤使用料

略

別表第3

特別使用使用料

(単位 円)

略

備考

1・2 略

3 面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとして計算する。

4 1件当たりの面積が1平方メートル未満の場合は、半額

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以降に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、既に納付された使用料の還付については、別に定める。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖スタジアムの使用料を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第64号

鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から、鳥栖・三養基西部環境施設組合の共同処理する事務を変更するため、同組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により市議会の議決を求める。

鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の一部を変更する規約

鳥栖・三養基西部環境施設組合規約（平成13年佐賀県指令13市町村第1号）の一部を次のように変更する。

第3条中「及び管理運営」を「、管理運営及び廃止」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区 分	負 担 割 合	
	均 等 割	100分の10
管理運営及び廃止に要する経費	人 口 割	100分の90

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

議案甲第65号

ゼロカーボンシティ宣言について

ゼロカーボンシティ宣言を次のとおり制定したいので、鳥栖市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年条例第17号）第2条第4号の規定により、市議会の議決を求める。

ゼロカーボンシティ宣言

鳥栖市は北に九千部山の雄大な山並み、南に悠然と流れる筑後川、その間に市街地のあるなだらかな丘陵地帯と田園地帯が広がる都市です。

鳥栖市は先人の礎のもと、豊かな自然と地の利をいかしたまちづくりを進めてきました。

近年、度重なる集中豪雨が全国各地に甚大な被害をもたらす中、本市においても住宅等の浸水被害や道路の冠水が発生し、市民生活をはじめ、農業や経済活動など様々な面に影響を及ぼしています。

気候変動などによる災害や環境問題への迅速な対応が地方自治体に求められる今日、自然環境と共生するライフスタイルを将来の世代へ引き継ぐため、今、私たちには将来に向けた責任ある行動が求められています。

私たちは、自然と環境の調和のとれたこのまちが大好きです。先人から引き継いだこのまちを、今を預かる我々みんなと一緒に手を携えて、この先もずっと素晴らしい鳥栖を守っていきたい。そして、後世に引き継いでいきたいと思っています。

鳥栖市は、ここに2050年度までに二酸化炭素の排出量と吸収量を均衡させ二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言を宣明し、行政だけでなく、市民、事業者等が連携した脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていきます。

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

ゼロカーボンシティ宣言を制定したいため、この案を提出する。

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和5年11月8日

鳥栖市長 向 門 慶 人

事故に基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	2, 5 2 4 円

2 事件の概要

令和5年7月1日午後8時ごろ、自家用車で市道上分・島線（鳥栖市下野町343番3地先）を走行中、現場の路面の陥没部に右側前輪が落輪した衝撃で、タイヤを破損した。

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年12月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和5年11月10日

鳥栖市長 向 門 慶 人

事故に基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	20,768円

2 事件の概要

令和5年7月1日午後8時ごろ、自家用車で市道上分・島線（鳥栖市下野町343番3地先）を走行中、現場の路面の陥没部に左側前後輪が落輪した衝撃で、タイヤを破損し、ホイールを損傷した。